

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第10章 料金等</p> <p>第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信路設定伝送機能等(端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄、第6欄、第8欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、<u>データ伝送機能</u>、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。)の場合 専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線(通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。)の廃止等(専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。)による当該機能の利用の解除(以下この項において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。)</p> <p>2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄、第8欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、<u>データ伝送機能</u>、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。</p> <p>3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、<u>端末回線伝送機能(2-1-1-1第8欄に係るものに限ります。)</u>及び<u>データ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を</u>、端末回線伝送機能(2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。)及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定(故障回復時間に係るものに限ります。)を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。</p>	<p>第10章 料金等</p> <p>第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信路設定伝送機能等(端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄、第6欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。)の場合 専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線(通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。)の廃止等(専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。)による当該機能の利用の解除(以下この項において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。)</p> <p>2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。</p> <p>3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。)及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定(故障回復時間に係るものに限ります。)を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。</p>

- (1) 当社の責めに帰すべき事由により、接続の停止となったとき。
- (2) 当社が電気通信事業を休止したとき。
- (3) その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。

4～5 (略)

(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2 (手続費) に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(28) (略)

(29) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄ウ欄若しくはエ欄又は第 8 欄) に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄ウ欄若しくはエ欄、第 4 欄(イ)①欄又は第 8 欄) に限ります。) を提供する回線の接続に係る工事 (以下「接続工事等」といいます。) を行う場合に、協定事業者が指定した時刻 (当社が承諾したものに限ります。以下「指定時刻」といいます。) に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(30) (略)

(31) 当社が、端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 8 欄及びデータ伝送機能を利用する協定事業者に対し、これらの機能に係る当社の電気通信設備 (以下「データ伝送サービスに係る設備」といいます。) の故障情報等を提供するために必要となる情報の登録を行ったとき。

- (1) 当社の責めに帰すべき事由により、接続の停止となったとき。
- (2) 当社が電気通信事業を休止したとき。
- (3) その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。

4～5 (略)

(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2 (手続費) に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(28) (略)

(29) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄ウ欄又はエ欄) に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄ウ欄若しくはエ欄又は第 4 欄(イ)①欄) に限ります。) を提供する回線の接続に係る工事 (以下「接続工事等」といいます。) を行う場合に、協定事業者が指定した時刻 (当社が承諾したものに限ります。以下「指定時刻」といいます。) に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(30) (略)

(31) 削除

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 役務区間単位料金による接続専用回線等に係る料金の適用	利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合デジタル通信サービス契約約款に定める相互接続通信路設定機能を利用するサービス又はデータ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービス等に係る料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は2（料金額）2-1-1-1第2欄から第4欄若しくは第8欄、2-1の2、2-6又は2-6の2に掲げる網使用料の支払いを要しません。
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～シ (略) ス 2（料金額）2-1-1-1第8欄に掲げる料金額は、データ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスの品目の区分に応じて適用するものとします。この場合において、2-1-1-2第1欄イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 セ 2（料金額）2-1-1-1第8欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信用建物内において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(7)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。 ソ～ネ (略)
(8)-2～(12) (略)	(略)
(12)-2 端末回線伝送機能及びデータ伝送機能の組み合わせ	端末回線伝送機能2-1-1-1第8欄及びデータ伝送機能については、データ伝送サービスに準じて該当する機能を組み合わせて適用します。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 役務区間単位料金による接続専用回線等に係る料金の適用	利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合デジタル通信サービス契約約款に定める相互接続通信路設定機能を利用するサービス等に係る料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は2（料金額）2-1-1-1第2欄から第4欄、2-1の2又は2-6に掲げる網使用料の支払いを要しません。
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～シ (略) ス 削除 セ 削除 ソ～ネ (略)
(8)-2～(12) (略)	(略)
(12)-2 削除	

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

				月額			
区分		単位	料金額	備考			
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	
				② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
				③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額	
				④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①D欄に規定する料金額	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額		
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額		
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額		
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②D欄に規定する料金額		

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

				月額			
区分		単位	料金額	備考			
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	
				② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
				③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額	
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額			
		③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額			

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額	
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③D欄に規定する料金額	
エ 2	芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,930円	
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,484円	
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,930円	
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,484円	
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額	
エ 2	芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,518円	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,518円	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

		(ウ) (イ)以外 のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,108円	
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,649円	
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
(4)～ (4)-2 (略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	5,376円		
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,376円		

		(ウ) (イ)以外 のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,684円	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
(4)～ (4)-2 (略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	5,512円		
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,512円		

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリッパを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,965円
				B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,742円
				C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)
				D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,965円
				B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,742円
				C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)
				D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			③ ①②以外のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円
				B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,824円

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリッパを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに
			B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	(略)
			C 平成31年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(略)
			③ ①②以外のもの		A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)

				C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)		
				D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,965円			
		B	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,742円			
		C	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)			
		D	平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)			
	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,965円			
		B	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,742円			
		C	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)			
		D	平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)			
	③ ①②以外のもの	A	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円			

				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)			
(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円				
		B	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)				
		C	平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円			
	③ ①②以外のもの	B	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)				
		C	平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				
					A	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,842円	

			B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,824円	
			C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限り、) により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,675円		
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,474円		
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,368円		
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,036円		
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,675円		
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,474円		

			B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限り、) により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,490円		
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,367円		
		③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,035円		
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,490円		
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,367円		

		(ウ) (7)(イ)以外のもの	③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,368円	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,036円	
			① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,750円	
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,543円	
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,434円	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,092円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(ウ) (7)(イ)以外のもの	③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,035円	
			① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,560円	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,433円	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,091円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限り、及び端末回線により伝送を行う機能)	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,043円
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,166円
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	14,629円
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	16,092円
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	17,422円
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	18,885円
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	20,348円
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	21,811円
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	23,274円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	24,737円
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	26,200円
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	27,663円
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	29,126円
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	30,589円		

(8) 削除				
--------	--	--	--	--

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

				月額			
区 分		単 位	料金額	備考			
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限り 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成28 年4月1 日から平 成29年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,172円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。		
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額に、502円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、491円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
				(イ) 平成29 年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額に、580円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)③ 欄に規定する料 金額に、513円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				(ウ) 平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)③ 欄に規定する料 金額に、513円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

				月額			
区 分		単 位	料金額	備考			
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限り 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成29 年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,146円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。		
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額に、580円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
				(イ) 平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額に、513円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)③ 欄に規定する料 金額に、351円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				(ウ) 平成31 年4月1 日以降に 適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)③ 欄に規定する料 金額に、351円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の も の	(7) <u>平成28 年4月1 日から平 成29年3 月31日ま で適用す る料金</u>	1回線 ごとに	2,172円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)① 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)① 欄に規定する料 金額に、502円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる502円のうち、491円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。	
		(イ) <u>平成29 年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金</u>	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)② 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。	
		1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)② 欄に規定する料 金額に、580円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる580円のうち、568円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。		
		(ウ) <u>平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金</u>	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)③ 欄に規定する料 金額に、513円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる513円のうち、503円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。	

		イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の も の	(7) <u>平成29 年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金</u>	1回線 ごとに	2,146円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)① 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)① 欄に規定する料 金額に、580円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる580円のうち、568円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。	
		(イ) <u>平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金</u>	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)② 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。	
		1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)② 欄に規定する料 金額に、513円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる513円のうち、503円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。		
		(ウ) <u>平成31 年4月1 日以降に 適用する 料金</u>	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)③ 欄に規定する料 金額に、351円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる351円のうち、344円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。	

		ウ ア イ 以 外 の もの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,233円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、596円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる596円のうち、584円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

		ウ ア イ 以 外 の もの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,207円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、596円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる596円のうち、584円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

2-1-1-2 加算料

				月額	
区分		単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	(7) (イ)以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)①欄に規定する料金額
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)②欄に規定する料金額
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)③欄に規定する料金額
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(イ)④欄に規定する料金額
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	イ 1 芯式のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	198円
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	193円
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(略)
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(略)
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	396円
			(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	386円
			(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(略)
			(エ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(略)

2-1-1-2 加算料

				月額	
区分		単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	(7) (イ)以外のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)①欄に規定する料金額
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)②欄に規定する料金額
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(イ)③欄に規定する料金額
			(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごと	194円
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	イ 1 芯式のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(略)
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(略)
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(略)
			ウ 2芯式のもの	1回線ごと	388円
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	388円
			(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(略)
			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(略)

(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	405円	94円
			② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	405円	94円
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	417円	97円
	(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	412円	94円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	412円	94円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	424円	97円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	404円	94円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	404円	94円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	416円	97円

(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	421円	98円
			② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	421円	98円
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	434円	101円
	(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	428円	98円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	428円	98円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	441円	101円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	421円	98円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	421円	98円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	434円	101円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,675円
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,474円
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,368円
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,036円
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,675円
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,474円
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,368円
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,036円
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,750円
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,543円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,490円
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,367円
		③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,035円
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,490円
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,367円
		③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,035円
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,560円
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,433円

			③ 平成30年4月1日 から平成31年3月31日 まで適用する料金	1 光信号 主端末回線ごとに	<u>2,434円</u>	
			④ 平成31年4月1日 以降に適用する料金	1 光信号 主端末回線ごとに	<u>2,092円</u>	

			③ 平成31年4月1日 以降に適用する料金	1 光信号 主端末回線ごとに	<u>2,091円</u>	
--	--	--	--------------------------	-------------------	---------------	--

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分			単 位	料金額	備考	
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,172円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、502円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、491円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(4) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分			単 位	料金額	備考	
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,146円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(4) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(4) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

	イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	(7) 平成 28年4 月1日 から平 成29年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2,172円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、502円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 502円のうち、491円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(イ) 平成 29年4 月1日 から平 成30年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、580円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 580円のうち、568円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(ウ) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)③欄 に規定する料金 額に、513円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 513円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

	イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	(7) 平成 29年4 月1日 から平 成30年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2,146円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、580円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 580円のうち、568円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(イ) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、513円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 513円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(ウ) 平成 31年4 月1日 以降に 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)③欄 に規定する料金 額に、351円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 351円のうち、344円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

	ウ アイ 以外の もの	(7) 平成 28年4 月1日 から平 成29年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2. 233円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額に、517円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 517円のうち505円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(4) 平成 29年4 月1日 から平 成30年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額に、596円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 596円のうち、584円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(ウ) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄 に規定する料金 額に、527円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 527円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

	ウ アイ 以外の もの	(7) 平成 29年4 月1日 から平 成30年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2. 207円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額に、596円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 596円のうち、584円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(4) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額に、527円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 527円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(ウ) 平成 31年4 月1日 以降に 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄 に規定する料金 額に、361円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 361円のうち、353円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

第2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(62) (略)	(略)	(略)
(63) <u>故障情報等提供機能</u>	<u>データ伝送サービスに係る設備の故障情報等を協定事業者に提供するための機能</u>	

第2 手続費

2 手続費の額

2-2 2-1以外の手続費

区分		単位	備考
(1)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)
(10) <u>故障情報等提供に係る登録手続費</u>	<u>データ伝送サービスに係る設備の故障情報等を協定事業者に提供するために必要となる情報を登録するときに要する費用</u>	<u>1件ごとに</u>	

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年を経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.00%の割合で計算し、複利計算を行うもの)とします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

第2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(62) (略)	(略)	(略)
(63) <u>削除</u>		

第2 手続費

2 手続費の額

2-2 2-1以外の手続費

区分		単位	備考
(1)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)
(10) <u>削除</u>			

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年を経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.07%の割合で計算し、複利計算を行うもの)とします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成22年8月2日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄才欄及び2-1-1-2第1欄工欄に係るものに限ります。）及び通信路設定伝送機能（高速デジタル伝送に係るもののうち、専用サービス契約約款に規定するSONETインタフェース及びSDHインタフェースに係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金表を適用します。また、当社は、以下の料金表（（1）-1 端末回線伝送機能（基本料）及び（1）-2 端末回線伝送機能（加算料）に限ります。）に規定する網使用料（平成26年4月1日から平成29年3月31日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

ただし、当該差額を原価に加えて算定することにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、当該差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

（1）-1 端末回線伝送機能（基本料）

月額

区 分		単 位	料 金 額	備 考	
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	4芯式のもの	ア 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	12,216円	
		イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	11,297円	
		ウ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	10,819円	
		エ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	9,373円	

（1）-2 端末回線伝送機能（加算料）

月額

区 分		単 位	料 金 額	備 考	
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	ア 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	792円	
		イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	772円	

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

この改正規定は、平成22年8月2日から実施します。

	ウ 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで適用する料金	1 回線ごとに	768円	
	エ 平成 31 年 4 月 1 日以降に適用する料金	1 回線ごとに	732円	

(2)-1 通信路設定伝送機能 (基本料)

1 回線ごとに月額

区 分			料金額		備考		
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,939,837円	1,929,727円	――	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,807,337円	1,797,227円		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	2,516,476円		2,502,881円
				デュアルクラスのもの	2,383,976円		2,370,381円
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	6,355,446円		6,318,671円
				デュアルクラスのもの	6,222,946円		6,186,171円

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

1 回線ごとに月額

区 分			料金額		備考		
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20,220円	265,000円	――	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20,220円	132,500円		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	27,190円		265,000円
				デュアルクラスのもの	27,190円		132,500円

能	並びに伝送を行う機能	599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	73,550円	265,000円
			デュアルクラスのもの	73,550円	132,500円

附 則（平成 29 年 4 月 14 日東相制第 16-00082 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 14 日から実施し、料金表の料金額（第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2-1-1-1 第 8 欄を除きます。）、別表 4 の違約金の額及び第 2 項の料金額については、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

（端末回線伝送機能に係る経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 8 欄に係るものに限ります。）に係る第 64 条（定額制の網使用料の支払義務）第 1 項第 2 号、第 2 項及び第 3 項、第 68 条（手続費の支払義務）第 1 項第 29 号及び第 31 号、料金表第 1 表第 1（網使用料）1（適用）第 7 欄、第 8 欄ス欄及びセ欄、第 12-2 欄、第 2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第 63 欄、第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手続費）2（手続費の額）2-2（2-1 以外の手続費）第 10 欄等の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金額を適用します。

ただし、網改造料の料金額については支払義務の発生する事業年度に適用する取得固定資産価額の算定に係る比率及び月額料金の算定に係る比率を用いて算定し、手続費 2（手続費の額）2-1（手続費）第 31 欄の手続費の額については支払義務の発生する事業年度に適用する手続費の額を適用し、2-2（2-1 以外の手続費）第 10 欄の手続費の額については、支払義務の発生する事業年度に適用する作業単金及び貸倒率を用いて算定します。

		区分	単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 5-2 欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限り、及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,964円	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	16,574円	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	18,614円	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	20,824円	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	22,864円	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	25,074円	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	27,114円	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	29,324円	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	31,364円	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	33,574円	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	35,614円	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	37,824円	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	40,034円	

※二重下線部は、平成 29 年 2 月 2 日東相制第 16-00080 号にて認可申請を実施した内容です。

		<u>42Mbit/s の符号伝送が可能なもの</u>	<u>1 回線ごとに</u>	<u>42,074円</u>	
--	--	-----------------------------	----------------	----------------	--